

## 平成25年度 清須市地域包括支援センター事業計画

## 1. 地域支援事業

1) 包括的支援事業

## (1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、介護保険のサービスにとどまらず地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行う。

## ①総合相談

地域の身近な相談窓口として、本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い迅速に対応する。個別の事情に応じて、専門的・継続的に相談に応じる。

## ②地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなぎ、継続的な見守りを行う。更なる問題の発生を予防するために、地域における関係者とのネットワークの構築を図る。

## ③実態把握

高齢者世帯への個別訪問、家族・親族や近隣住民からの情報収集などにより、実態把握を行う。特に、介護認定を受けたがサービスの利用につながない世帯、地域との関わりの希薄な世帯、介護を含めた重層的な課題を抱える世帯など、支援が必要な世帯を積極的に把握し、相談支援を行う。

(具体的な業務内容)

## ○相談業務

- ・来室、電話、訪問等によるさまざまな相談に応じ、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローしていく。
- ・要介護認定申請の申請代行、住宅改修意見書作成（要支援・要介護）、福祉用具意見書作成（要支援・要介護）等必要な支援を行う。
- ・もの忘れ相談の実施と継続的なフォロー \* 高齢福祉課と協働

## ○PR・広報

- ・社協だよりや市の広報、ホームページ等を積極的に活用し、業務内容のPRや介護情報、主催事業の案内等を掲載する。
- ・「地域包括支援センター」の名称や業務内容を市民の方に広く知っていただくため、PRチラシを作成し、市内の公共施設、商業施設、金融機関等へ設置する。
- ・業務内容のPRや地域におけるネットワークの構築、ニーズの発掘、地域の実態把握などを目的に、サロンやブロック、ブロック社協、老人クラブ等の会合に「福祉出前講座」として職員を派遣する。

○高齢者の見守り活動を実施している関係機関との連携

**※H25 強化事業**

- ・高齢者の見守り活動を実施する機関として市と協定を締結した事業者や、ブロックまたは町内会を単位として高齢者見守り活動に取り組んでいるブロック社協、ボランティア団体、老人クラブなどの関係機関から対象者の情報提供があった場合に、速やかに対応できるよう、日ごろからの連携強化に努める。

○実態把握

- ・介護保険認定を受けた後サービスを利用していない方、その他高齢福祉課より依頼のあった世帯への電話や訪問による実態把握と相談支援

## (2) 権利擁護業務

高齢者が生活にさまざまな困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、近隣住民・民生委員・介護支援専門員等の連携を図り、専門的・継続的に支援を行う。

### ①成年後見制度の活用促進

成年後見制度を説明するとともに、親族からの申し立てが行われるよう支援する。申し立てが困難な状況の場合は、市に報告し、連携して対応をすすめる。

### ②老人福祉施設等への措置の支援

高齢者への虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要な場合は、市に報告し、連携して対応をすすめる。

### ③高齢者虐待への対応

高齢者虐待の事例を把握した場合は、市に報告し、連携して対応をすすめる。

### ④困難事例への対応

重層的な課題を抱える世帯、高齢者自身が支援を拒否している場合などの困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターの専門職が相互に連携するとともに、市や関係機関と連携して対応をすすめる。

### ⑤消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、市の消費生活相談員や警察などから情報を収集し、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報を提供する。

(具体的な業務内容)

○高齢者虐待の防止および対応

- ・高齢福祉課や関係機関との連携のもと、緊急対応や家庭訪問などを行う。
- ・高齢者虐待に関する各種会合への参加  
(高齢者虐待連絡調整会議、高齢者虐待防止ネットワーク協議会等)
- ・高齢者虐待を未然に防止するための PR 活動  
(広報誌・ホームページ等への掲載・チラシの配布等)

○消費者被害の防止及び対応

- ・消費者被害防止のための情報収集、啓発活動  
(広報誌・ホームページ等への掲載・チラシの配布等)

○判断能力を欠く常況にある人への支援（成年後見制度利用支援）

- ・成年後見制度普及のための情報収集、啓発活動  
（広報誌・ホームページ等への掲載・チラシの配布等）
- ・成年後見関係機関との連携強化（会議、研修等参加）

### （3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員・主治医・地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて主任介護支援専門員が中心となり包括的かつ継続的に支援するケアマネジメントを行い、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

#### ①包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実現するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員に、地域のサロン・老人クラブ活動・健康づくりサークル・ボランティア活動など介護保険サービス以外のさまざまな社会資源が活用できるよう情報を提供する。

#### ②地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が情報交換等を行う機会を設けることで、介護支援専門員のネットワーク構築を図る。

#### ③日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員に対する個別の相談、サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援などの個別支援や相談を行う。また、資質の向上を図るため、事例検討会等を行う。

#### ④困難事例等への指導・相談

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。

（具体的な事業内容）

○関係機関との連携強化 **※H25 強化事業**

- ・民生児童委員との連携強化
- ・医師会、歯科医師会など医療関係機関との連携強化
- ・弁護士、司法書士など各種専門職との連携強化
- ・介護サービス提供事業所との連携強化

○介護支援専門員の資質向上を目的とした事例検討会等の開催 **※H25 強化事業**

- ・高齢者事業等説明会の開催（年1回）
- ・介護支援専門員事例検討会の開催（年3回を予定）

○居宅介護支援事業所への相談指導および連携強化

- ・困難ケースのサービス担当者会議（多職種連携会議）の開催支援

#### (4) 介護予防ケアマネジメント業務（二次予防事業対象者）

二次予防事業対象者が、要介護状態になることを予防するため、心身の状況、環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づいて介護予防事業やその他のサービスが効果的に利用できるよう支援を行う。

(具体的な事業内容)

○二次予防事業対象者の把握

- ・高齢福祉課との連携のもと、二次予防事業対象者の把握を行う。

○社会資源の把握と情報提供・助言

- ・地域のサロン・老人クラブ活動・健康づくりサークル・ボランティア活動など、介護保険サービス以外の様々な社会資源を把握し、情報提供と利用の助言を行う。

## 2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であり、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。地域包括支援ネットワーク構築のための一つの手法として、「地域ケア会議」を設置・運営する。

(具体的な事業内容)

○地域ケア会議の設置及び運営

**※H25 強化事業**

- ・多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に向け、高齢福祉課と連携のもと、地域ケア会議を設置・運営する。

○地域包括ケア研修会の開催（年3回を予定）

**※H25 強化事業**

- ・介護サービス提供事業所、居宅介護支援事業所、医療機関、民生児童委員等を参加対象とし、関係機関間の連携強化を目的とした研修会を開催する。

## 2. 指定介護予防支援業務（要支援1・2）

要支援状態であっても、その悪化をできる限り防ぐことを目的に、より効果的で充実したサービスの利用をするケアプランを作成し支援する。また、居宅介護支援事業所との連携を強化し、要支援・要介護の流れを潤滑にできるよう日常的に連携して支援を行う。

(具体的な事業内容)

○介護予防給付ケアプランを作成

- ・住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように支援する。

○指定居宅介護支援事業者への業務委託

- ・増加する要支援認定者の介護予防給付ケアマネジメントに、迅速にかつ適切に対応するために指定居宅介護支援事業所へ業務委託（3者委託）を行う。

3. 指定市町村事務受託事業（兼務）

介護保険申請の新規の利用者に対する認定調査業務を受託する。

4. 任意事業

（1）家族介護者交流事業 【家族介護者支援事業・家族介護者支援事業】

①介護者リフレッシュ事業（日帰り旅行、リフレッシュ昼食会）**※H25 強化事業**

②介護者のつどい（認知症介護者のつどい、男性介護者のつどい）

③介護講座（排泄介助、認知症理解、調理の工夫）**※H25 強化事業**

5. その他

（1）地域包括支援センター運営協議会への出席

（2）車椅子貸出事業（財源は共同募金配分金）

（3）各種研修会及び会議への参加（研修の強化による、職員の資質の向上）

（4）高齢福祉課との打ち合わせ（毎月1回実施）

（5）職員会議（毎月1回実施）

（6）職員ミーティング（毎週1回実施）